

岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版）

【国の動き】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

- ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に推進
- ・ 令和5～7年度の3年間を改革推進期間と位置付け
- ・ 地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

《これまでの方針》

岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）

（令和元年8月 岩手県教育委員会）

【目的・意義】

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的参加により行われるもの。過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。

【県の動き】

いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言）

（令和3年3月 岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議）

- ・ 中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組について提言
- ・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」の内容検討及び再改定が求められた

全面的に改定し、新たに方針を策定

参考

対応

「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」

Iは公立・私立中学校の生徒を主な対象とし、公立・私立高等学校の生徒も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

改定

教育課程外の活動である学校部活動について、従来の方針の内容を踏まえつつ、実施する場合の適正な運営等の在り方

■ 適切な運営のための体制整備

- 暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）の根絶
- 部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定

■ 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取る必要がある
- 短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導の工夫
- 対話を重視しコミュニケーションを十分に図った上での指導

■ 適切な休養日等の設定

岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

【高等学校】

- 週1日以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上の休養日の設定に努める。
- 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

- 部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準内とする

■ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 多様なニーズに応じた活動の環境整備
- 合同部活動の取組の推進
- 自主的・自発的な活動（強制的に加入させない）

■ 学校部活動の地域連携

- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施
- 興味関心に応じた活動選択への配慮

■ 学校部活動中の事故防止等

- 気象情報等に留意し、熱中症防止等について適切に対応
- マニュアル作成等による安全管理体制の構築

II 新たな地域クラブ活動

新規

行政・学校・地域等が連携・協働した、生徒の活動の場として整備すべき地域クラブ活動の在り方

■ 新たな地域クラブの在り方

- 学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備
- 生徒のニーズに応じたプログラムの提供、指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
- 例えば総合型地域スポーツクラブの充実により、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境を期待

■ 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体
 - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、文化芸術団体など多様なものを想定
 - ・ 保護者会・同窓会など学校関係組織・団体も想定、市町村も想定
- 適切な運営等による関係者間の連携体制の構築
- 指導者（質の保障、量の確保等）
 - ・ 相談窓口の設置・活用、広域的な人材バンクの整備、希望する教員等の円滑な兼職兼業の許可
- 多様なニーズに応えるためのプログラムの確保
- 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動の休養日及び活動時間の基準

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取る必要がある

○ 活動場所

- ・ 公共のスポーツ・文化施設や地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の学校に加え、廃校施設も活用を検討（低廉な利用料を認めるなど負担軽減等を検討）
- 可能な限り低廉な会費の設定
- 怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入の促進

■ 学校との連携（協議会等の場を活用）

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新規

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから
- 市町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 直ちに体制整備が困難な場合、地域連携として拠点校方式による合同部活動も導入しながら部活動指導員や外部指導者を適切に配置
- 県・市町村において関係者からなる協議会等を設置し、検討体制を整備
- 国の改革推進期間（令和5～7年度）を踏まえ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

新規

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- 生徒の大会・コンクールの参加・応募等の機会を確保（地域クラブ活動の会員等が参加・応募可となるよう見直し）
- 大会参加引率や運営に係る体制の整備
- 気温や湿度、暑さ指数等の客観的な数値による大会開催可否の判断
- 交流等のイベントや高い水準の大会などの多様な大会等の開催、多様なニーズに対応した機会の設定



令和6年1月 岩手県 岩手県教育委員会